

ACSV MONTHLY LETTER

今号は消費税のあらし④（最終回）として、消費税の納付税額の計算方法と簡易課税の仕入控除税額について説明します。

● 消費税の納付税額の計算方法（簡易課税）

消費税の納付税額の計算にあたり、基準期間の課税売上高が 5,000 万円以下の場合、課税売上に「みなし仕入率」を掛けて計算する「簡易課税制度」も選択できます。

なお、簡易課税制度の適用を受けるためには、その課税期間が開始する前に届出をしなければなりません。また 2 年間継続して適用した後でなければ一般課税に戻すことはできません。

簡易課税	課税売上に係る消費税額－（課税売上に係る消費税額×みなし仕入率）
------	----------------------------------

業種によりみなし仕入率が以下の通りとなっています。

区分	事業の種類	みなし仕入率
第1種事業	卸売業	90%
第2種事業	小売業	80%
第3種事業	製造業	70%
第4種事業	その他	60%
第5種事業	サービス業	50%
第6種事業	不動産業（新設）	40%

金融業及び保険業は第5事業（現行は第4事業）、不動産業は第6事業（現行は第5事業）となり、それぞれみなし仕入率が引き下げられます。この改正は、平成27年4月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

なお、居住用不動産の貸付は、従来から消費税非課税となっております。

会計ソフトの入力について（注意！）

財務応援や弥生会計などの会計ソフトで26年4月1日以降の日付で旧税率の取引を仕訳する場合は、請求書等を確認し、その都度5%に手修正して入力して下さい。

■ 税務カレンダー

	内容	備考
8月	個人事業税納付（第1期） 個人住民税納付（第2期）	
9月	—	

（注）法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内です。

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日です。

源泉所得税の納付期限は、翌月10日です（納期特例を除く）。

住民税納付の日程については、上記と異なる地域があります。